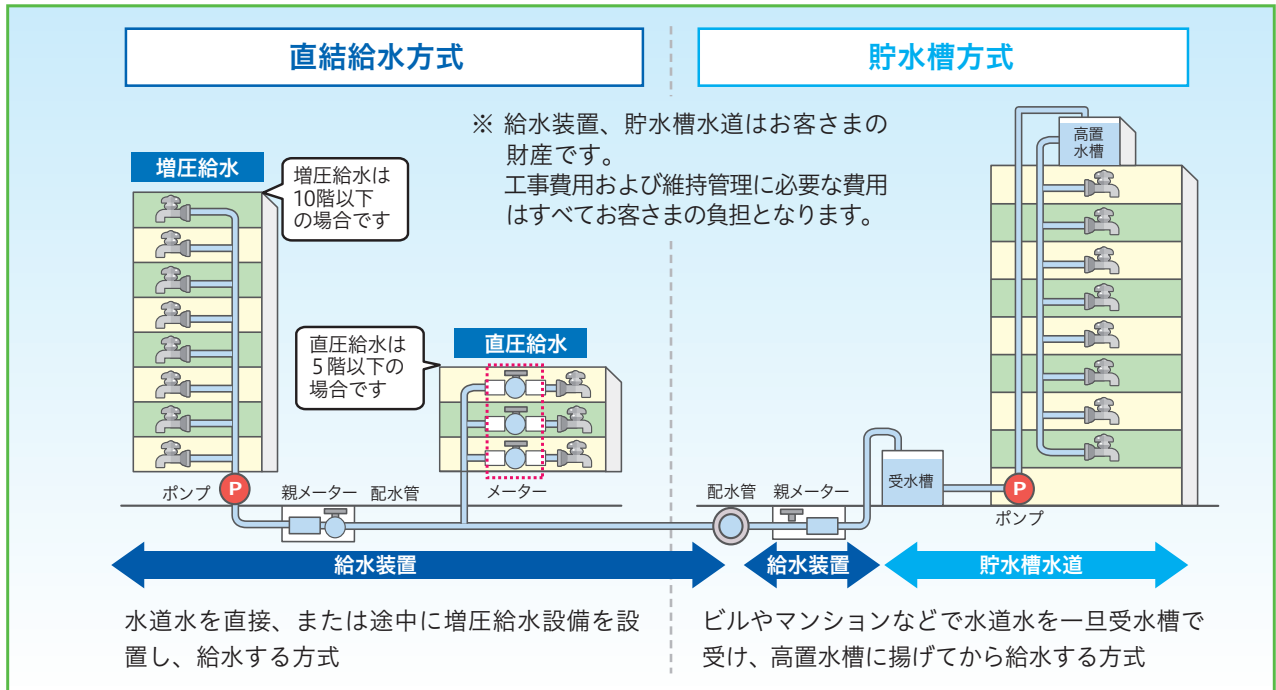


水道水の給水方式はど存じですか？



貯水槽水道の維持管理は大丈夫ですか？

貯水槽水道の管理は設置者が責任を持って行わなければなりません。

安全・安心な水を供給するために、1年に1回以上の定期的な清掃・点検を実施してください。受水槽の大きさが10m³を超える場合、法的にも管理が義務付けられています。



清掃委託は、県の「建築物の飲料水貯水槽の清掃を行う事業」の登録を受けた業者にご依頼ください。



問 保健所衛生課 生活衛生担当班 ☎536-2854
営業課 給排水審査担当班 ☎538-2417

水道水は安全です ～「令和6年度水質検査計画」を策定しました～

上下水道局では、水質検査の項目や頻度などを検討して水質検査計画を作成し、水道水の安全性を定期的に確認しています。

また、水質検査結果についてより高い精度と信頼性を確保するため、水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）^{*}の認定取得を目指し、5年12月に認定に係る現地審査を受けました。

^{*}公益社団法人日本水道協会が定めた規格であり、同協会が審査および認定を行います。

「令和6年度水質検査計画」や検査結果は下記閲覧場所や市ホームページでご覧になれます。

閲覧場所

浄水課、各料金センター、各支所、情報公開室



5年4月に値下げし、使いやすい水道料金となったよ。
安全な水を安心して利用してね。



問 浄水課 水管理センター 水質管理担当班 ☎543-8911